

山梨県中小企業団体中央会 機関誌

中小企業組合

NAVI

やまなしの中小企業と組合の羅針盤

目次

- 2～3 【特集】～コロナになんか負けないぞ！
続編～
- 4～5 【景況】各業界の景況(1月)について
- 6～7 【事例】組合活動等の紹介
- 8～9 【施策情報】コロナウイルス感染対策を踏まえた総会開催手続
- 10 【取材】ものづくり最前線

定価 100円

昭和36年4月10日第三種郵便物認可
会員の購読料は賦課金の中に含まれます。

2021年
3月号
第772/347号
毎月1日発行



ラッピングバス



スパークリング日本酒 記者会見



山梨銘醸株式会社



YAMANASHI JIZAKE FESTA (常磐ホテル)



オンライン飲み会



笹一酒造株式会社



YAMANASHI JIZAKE FESTA (常磐ホテル)

【特集】

コロナなんかに負けないぞ！ 2

～日本酒業界の取り組み～

発行所

山梨県中小企業団体中央会

甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階 TEL 055(237) 3215 FAX 055(237) 3216
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp



「コロナ」なんかに負けないぞ!

..... 日本酒業界のチャレンジ

昨年春から拡大した新型コロナウイルス感染症により、国民生活や企業経営に大きな影響を及ぼした。それから1年が経ち、様々な業界や事業所で経営環境の変化に対応する取り組みへのチャレンジが始まっている。

そこで「コロナ」になんかに負けないぞ!と題して、今回は日本酒業界での取り組みを紹介する。

→ コロナ禍を乗り越えるための知恵と組織力

山梨県酒造協同組合

新型コロナウイルスの影響で県内の日本酒メーカーが苦境に見舞われる中、山梨県酒造協同組合（北原兵庫理事長 組合員13社）では、組合員企業の販売促進をサポートする事業を通年におわたって積極的に展開してきた。

組合では、東京オリ・パライヤーでの需要拡大を見据え、2017年から「山梨県原産地呼称日本酒管理制度」を創設。これまで、品質や知名度の向上のために原材料や醸造製法の基準の統一した「山の酒」ブランドの純米酒の開発、販路拡大のために日本酒に馴染みのない若者や女性をターゲットにしたイベント開催などに加え、海外展開も視野に入れた販促活動を積極的に取り組んできた。



ラジオ番組に出演

組合では昨年夏に開催予定であった東京オリ・パラをターゲットに、新たな需要獲得を目指し「スパークリング日本酒」の新販売発表を計画していたが、コロナ禍によるインバウンドの停止、販促イベントの中止、外食業界の休業などにより急ブレーキがかかった。

需要の急激な後退に直面したが、組合では予定どおりスパークリング日本酒飲み比べ3本セットの販売発表を実施、折からの外出自粛や巣ごもり需要の高まりに対応するために専用ECサイトも開設した。10月には、甲府市内の常磐ホテルと連携して県産酒による「YAMANASHI JIZAKE FESTA」(山梨地酒フェスティバル)を開催、Go To トラベルの追い風もあり県内外から1ヵ月間で2,600人以上が県産酒を味わってもらえる盛況なイベントとなった。併せて、県産日本酒の魅力を県内外に発信するため、「山の酒」



YAMANASHI JIZAKE FESTA

のロゴマークを描いたラッピング高速バスの運行も期間限定で行った。

また、インターネットを活用した「オンライン飲み会」として、日本酒に馴染みのない若者や女性等の「飲み手」と酒造メーカーである「造り手」とを繋げる企画を実施した。年末のギフト商戦では、県内のショッピングセンターに国税局酒類鑑評会で優等賞になった日本酒を中心



オンライン飲み会

に50アイテムを揃え、コロナ対策用の足踏み試飲機によるギフト用の試飲販売会を開催した。原材料と水にこだわった飲み比べセットは、幅広い世代から高い支持を受け累計12,000セットを販売した。更に2月末には、他産地との差別化と積極的な海外展開を図るために、産地の「山梨」を表示する地理的表示(GI)を国税庁長官へ申請した。



組合ECサイトのオープンチラシ

北原理事長は、「これまでに経験したことの無い難局を乗り越えるためには、縮小均衡で耐えるのではなく、活路を見つけるために新たな一步を踏み出すことが必要と考え、事業に取り組んできた。今こそ組合員一丸となり知恵を絞り組合事業を最大限に活用し、個社では対応が困難な課題に組合の組織力を活かして取り組むことが組合員の持続的な成長や発展に繋がると思う。」とアフターコロナを見据え語った。



足踏み試飲機による試飲

→ 変わらないために変わる ～挑戦は成長への一歩～

山梨銘醸株式会社

創業約300年の山梨銘醸株式会社（北原対馬代表取締役 北杜市白州町）は、コロナ禍でこれまでのビジネスモデルが強制的にリセットされる中、柔軟に体制を変えながら挑戦を続けている。



北原社長

同社は、2011年の東日本大震災後に社内の危機管理チームにより防災・減災の対策を行ってきた。しかし事業活動の維持には十分ではないと考え、中央会の支援事業を活用して2018年に事業継続計画（BCP）策定に取り組んだ。

その際に、地域密着企業としての最優先課題を「従業員の生命の安全と雇用の確保」とし、従業員全体で計画策定に取り組んできた。こうした取り組みにより、今回のコロナ禍への対応も迅速に行うことが可能となった。

国内でコロナ感染拡大を受け社内に対策本部を立ち上げ感染対策のガイドラインを作成、従業員へのガイドライン徹底と例年開催していた醸造蔵見学や新酒イベントの開催中止を即断、直営レストランも約3週間の休業措置もとった。

また、消毒用アルコール不足から厚労省より製造の特例が出されたことから、5月には醸造用アルコールを原料とする「七賢 高濃度エタノール65」の製造販売を開始した。加えて、従業員の安全確保のため、会社でマスクを一括調達し、従業員だけで

なく近隣の約150世帯にも配布した。

コロナ禍で先が見通せない状況が続く中、今年6月から適用されるHACCPへの取り組み、山梨県の感染症対策「山梨グリーンゾーン認証」の取得、災害時に消毒液提供が可能となる新たな酒造免許の取得と北杜市への優先供給のための災害協定を締結など、次々と新たな取り組みを進め、企業体質の強化を図ってきた。

北原社長は「社長に就任して2年経つが、かつてない経営状況に当初は焦り困惑した。コロナ禍によりこれまで当たり前だと思っていた常識が根底から覆されたが、非常時だとは思わず、当社の商売の在り方やこれまでの経営方針を改めて問い直すための機会にした。なにより、先行きが見通せない中でも社員がコロナ対策に一生懸命取り組んでくれたことが心強かった。お酒を通してお客様に喜んでいただけるよう日々研鑽を積むとともに、様々な業種と連携して酒造りの良さを伝えていきたい。」と、新たな挑戦を楽しむように意欲的に語った。



やまなしグリーン・ゾーン認証

→ 備えあれば憂いなし ～コロナ禍対応にBCPを～

笹一酒造株式会社

笹一酒造株式会社（天野怜代表取締役 大月市）では、コロナ禍による飲食店の休業やインバウンドの停止などで日本酒需要の急激な減少に見舞われていた。同時期、医療現場が深刻な消毒用アルコール不足に見舞われ厚労省から高濃度の酒を消毒用に代替できると発表を受け、約10日で医療現場の消毒用アルコールとして使用できる高濃度スピリッツ「笹一アルコール77」の製造と発売を実現。医療機関への優先的出荷だけでなく、一般向けの販売には連日多くの人が買い求めた。



天野社長

社長交代を円滑に進めるための方法に悩んでいた2018年に、中央会から事業継続計画（BCP）策定を通じて自社業務の洗出しと企業の強み・弱み等の再確認ができ企業の経営体質の強化につながるなどの提案があり、計画策定を始めた。

専門家の指導のもと、天野社長（当時専務）を筆頭に各部署の責任者により約6ヵ月で基本的なBCPの策定を完了させた。この取り組みを通じて経営者と従業員それぞれの負うべき業務が明確となり、会社の意思決定スピードが速まったことが実感できた。また、酒造免許や許可申請にかかわる関係

先などの自社の知的資産もリストアップできた。

天野社長は、「2019年の法人化100年を機に社長交代を行った直後に台風被害で国道の橋が流され、観光直売施設に3ヵ月間来場者0人が続き、更にコロナ禍により急激に市況が悪化した。これらを乗り越えられたのは、BCP策定により知的資産の再確認、従業員との情報伝達、災害復旧を想定した関係先のリストアップなどにより、自社を俯瞰的に見つめ直すことができ、コロナ禍の危機的状況も従業員と共に乗り越えることができた。また、高濃度アルコール販売では、県外の多くの方に当社の名前を知ってもらえる機会になっただけではなく、厳しい時期での取り組みにたくさんの声援もいただいた。長期化するコロナ禍だが、これからも知恵を寄せ合い前向きに頑張ろうと思う。」と熱く語った。



笹一アルコール77



アルコール77発売日。2mの間隔で！

業界の動き



1月報告のポイント

製造業の一部で改善の兆しがあるが、今年の景況感の予測はダウン
中小企業者は経営戦略策定・経営改善に腐心、今年はどうな年に？

概況

1月の県内景況の D.I 値は、業種全体で売上高▲46 ポイント(前年に比べ▲14)、収益状況▲46 ポイント(前年に比べ▲18)、景況感▲48 ポイント(前年に比べ▲22)で、全ての項目で前年同月を下回っている。

製造業では売上高▲40(前年に比べ▲15)、収益状況▲50(前年に比べ▲30)、景況感▲55(前年に比べ▲25)となった。

年明けからの緊急事態宣言発令によりテレワークや在宅勤務が再び増加、東京銀座の大型商業施設からのアパレルショップ撤退や大手紳士服販売店の事業縮小などがあり、繊維業界にとっての大きなマイナスイメージとなるニュースであったとの報告がされた。

一方、半導体や自動車関連、食料品製造機械の製造業では復調の兆しがあるとの報告もあり、昨年4月と比べ事業活動は活発になっていると良い報告もあった。

非製造業は、売上高▲50(前年に比べ▲13)、収益状況は▲43(前年に比べ▲10)、景況感▲43(前年に比べ▲20)となった。

緊急事態宣言の影響は製造業よりも大きく、宿泊業は営業を休止する事業者が増加、観光運輸・タクシーも50%の売り上げ減少との報告があった。本県では緊急事態宣言の発令は無かったが、外出や外食の自粛心理が消費を抑制し生鮮食料の動きも良くない。

県・各市町村の新年度予算が発表され、新型コロナウイルス感染症対策が優先されているため公共工事の縮小が予測され、建設業界の景気に左右されやすい地方経済の先行きに不安を抱える事業者が多い。

今年の景況見通しについて意見を求めたところ、取引先や取引量の減少で景況は悪くなるとの回答が53%、コロナウイルス収束後も景気回復には時間がかかり悪い状況が維持されるとの回答が41%を占めた。また、事業継続計画(経営戦略・経営改善計画含む)の策定を進めていく必要があるとの意見もあり、同時に事業承継の準備を進めるとの報告もあった。

中央会では、3月に事業者のニーズを反映して、コロナ禍でも創意工夫を欠かさず業績をあげる老舗旅館の経営戦略を学ぶ講習会、同業種間の連携による新たな事業継続・事業承継のスタイルを提案するセミナーを現地開催・Zoom オンライン配信により開催を予定している。

業界からのコメント

■製造業

食料品 (水産物加工業)	ギフト関係は規模が小さいながらも増加、業務用は緊急事態宣言発令による宿泊施設及び飲食店等での時短営業から大幅減となり、全体の売り上げは前年同月比43.3%であった。
食料品 (パン・菓子製造業)	菓子の流通は、一般流通(スーパーマーケット、ドラッグストア等)が、売り上げ全体の85%、お土産・専門店が15%である。コロナ禍での外出や旅行の自粛が大きく影響し、お土産の売り上げが減少、対前年同月比90%の売り上げであった。
食料品 (酒類製造業)	長引くコロナ禍により、販促イベントが出来ない。感染リスクを考慮したイベントも、感染拡大による自粛や移動制限が発令されることが危惧されるため、計画も出来ない。オンライン(特に海外)を活用した販路開拓は、限られた時間内に商品をPRをするため、成果に繋がりにくい。一方、割引などクーポン付きECサイト販売は好調であった。
繊維・同製品 (織物)	テレワークや在宅勤務が増え外出機会も減少していることから、ビジネスウエアに加え、カジュアル製品の需要も減少している。また、銀座シックスから大量にアパレルショップが撤退する報道や洋服の青山の事業縮小も当業界としてはマイナスイメージである。
窯業・土石 (山碎石)	構造物用コンクリート製品向け資材や基礎地盤材となる再生碎石の出荷量が減少、舗装向け資材が20%程伸びたので微増(+1%)した。リニア関連工事が発注されたが、資材が必要となる工程に至るにはまだ時間がかかるため、年度末に向けてはコロナ対策による予算の振り替えにより公共工事量が減少するとの情報もあるため先行きは暗い。
一般機器 (業務用機械器具製造業)	業界全体では半導体関連を含め設備関連は、少しずつ好調の兆しが見えてきた。先行きはまだ不透明感があり、今後の動向が不安視される。

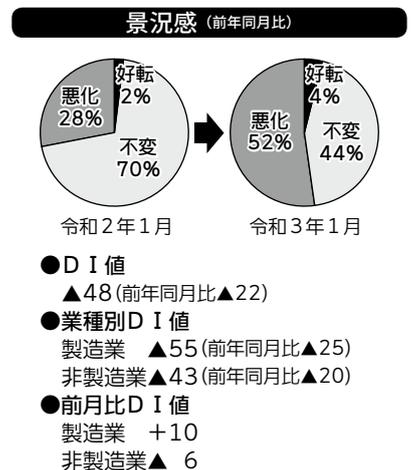
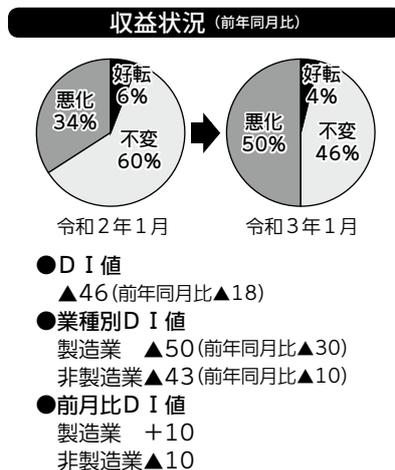
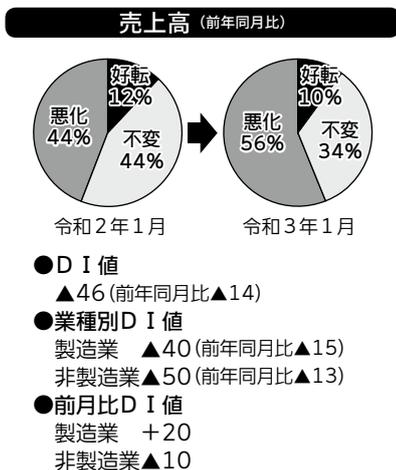
次ページにつづく



一般機器 (生産用機械器具製造業)	1月の売り上げは、前年同月比で20%ダウンと厳しい状況が続いている。2月の売り上げも1月と同等か少し下回る見込みである。今後の見通しも予測できない状況である。
電気機器 (電気機械部品加工業)	製造業は忙しい業種(半導体製造・車関係)がある一方、航空機製造関係は、サプライヤー契約を切れ、仕事自体がなくなってしまっている。これからの見通しなど考えられない状況。

■非製造業

卸売(紙製品)	需要が底辺まで落ち込んだ状況が続いている。中国が2月から古紙の輸入を全面的に廃止する予定。東南アジアへの古紙の輸出が増加すれば在庫も減ることになるが、経済活動が停滞しており古紙が排出されない状況も続いている。先行きに不安を感じている。
卸売(ジュエリー)	コロナ禍で国内外の催事が中止となり、売り上げが減少。徐々に催事は再開してきたが、売り上げ・収益面は相変わらず厳しい。緊急事態宣言から都市部への移動が制限されており、営業活動が制限され先行きも極めて不透明。
小売(青果)	天候不順による生育不足で野菜等入荷量が少なく高値で取り引きされたが、売り上げは前年同月よりも減少した。今後、春野菜は天候次第である。一日も早く自粛解禁となり宿泊施設や飲食店等との普通の取り引きが出来ることを願う。
商店街	1月の組合プレミアム商品券販売にあたり売れ行きを心配したが、いつもより早々に売り切れた。大月商店街もまだまだ多くのお客様に愛されていることを再認識できた。その反面、多くのお客様が高齢者であることから、若年層から支持されるイベント・商店街となるよう、今後の取り組みに活かしていく。
宿泊業	首都圏などに発令されている緊急事態宣言により、来県者数の減少が顕著である。駅前ビル工事の関係から一部組合員は利用者が多いが、組合員間の格差が大きくなっている。
警備業	年末年始のイベントの中止、初詣・初売り等の縮小、夜間工事、24時間規制現場の減少により、売上高は大幅に減少。一方、土木建築工事は年末から引き続き順調で、警備員の派遣数が昨年実績を上回り、イベント警備への派遣減をカバーする形となった。また、コロナ禍による景気悪化によって、受注価格の上昇や取引条件の好転は難しく、現状の売上高の落ち込みが回復できるか不透明。今後事業者間の競争による業界内での価格破壊が懸念される。
建設業(型枠)	今年に入り、大幅に工事が減少している。大型の公共工事が終わり、コロナ対策のための支援策優先の影響から、公共工事的な大幅減少や景気後退による民間設備投資も進まず、この先の景気は見通せない。
設備工事(電気工事)	新設、設備投資、改修などの工事等が堅調に推移している。コロナ禍の収束が見えない状況だが、仕事量が大きく変化することはないと予測している。景気の低迷が長期化すると仕事量が減少するため、注視して行くことが重要と考えている。
運輸(タクシー)	飲食店等の営業時間短縮により、夜のお客様の減少が目立ってきている。前年同月の50%程の売り上げとなっている。不況のトンネルの出口が見えない。



$$DI値 = \left(\frac{\text{良数値} - \text{悪数値}}{\text{調査対象組合数}} \right) \times 100$$

「機械産業のまち」の発展を目指し、 新たな宣伝ツールの作成

上野原機械器具工業 協同組合

上野原機械器具工業協同組合（鈴木誠一理事長 組合員 36 社）は、上野原市からの補助を受け新規組合員募集のためのパンフレットと組合員企業の紹介冊子を作成することになった。

上野原地域は古くから製造業が集積されており、組合も昭和 29 年に設立されて以来、上野原地域の製造業の中心組織として活動を行ってきた。しかし、バブルの崩壊後の生産拠点の海外移転や首都圏からの進出企業の撤退、更にコロナ禍など

により、組合と組合員企業を取り巻く経営環境が大きく変わりつつあった。組合では、上野原を「機械産業のまち」と位置付け、組合と地域の製造業の活性化を目指して今回の事業に取り組むこととなった。

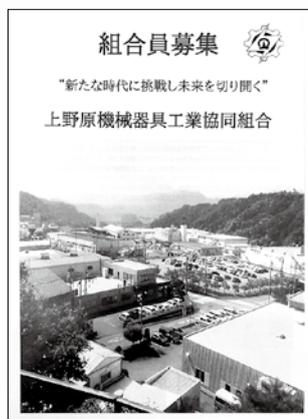
事業の取り組みにあたって組合が調査したところ、市内の造業者は約 1,400 社、組合への加入率は 3 % に満たないこと

が分かった。そこで、組合として市内の製造業の活性化を目指すため、組合事業活動の紹介と組合員募集のパンフレット 1,500 部作成、組合役員が市内の組合未加入企業を訪問配布し、組合への加入を働きかけることとした。

また、組合員企業の新たな宣伝ツールとして、冊子の掲載内容を組合役員が中心となり検討、企業取材にはデザイナーやプロのカメラマンに組合役員も同行した。冊子 1,000 部は 3 月上旬に完成予定で、取引先への配布の他、市役所、商工会、県産業支援センターなどにも設置と配布を依頼する。鈴木誠一理事長は、「今回の取り組みが新たな仲間との連携に繋がることを期待したい。首都圏に近い利便性の高い立地を活かし、これからも「機械産業のまち」としての発展を組合がリードしていきたい」と話した。



組合員企業紹介冊子



組合員募集パンフレット

組合活動を通じて、二輪車の魅力を発信

山梨県オートバイ事業協同組合 理事長 吉田 雄介氏
(有)カワサキショップ山梨 代表取締役



業界は、コロナ禍での「3密」や「ソーシャルディスタンス」が追い風となり、密を回避する移動手段として二輪車需要が堅調に推移しています。その反面、コロナ禍により海外製造の二輪車部品の輸入が滞り、新車の生産に遅れが生じています。

現在のコロナ禍で一時的に二輪車ユーザーが増えています。この流れをこれからも継続させるために、二輪車の「危険な乗り物」というイメージを変える取り組みが必要です。組合では、警察や行政とタイアップして道の駅などの施設で交通安全啓蒙活動を行い、二輪車事故を減らし安全な二輪車ライフを満喫してもらえるように努めてきました。業界のイメージアップを通じて二輪車ユーザーのすそ野を広げ、たくさんの方に二輪車に対する理解を深めてもらうために、こうした地道な活動が重要だと感じています。

また、組合の研修会では業界全体の底上げを図る上で情報発信が重要だと考え、T w i t t

e r などの SNS を活用した情報発信手法をテーマに開催しました。二輪販売店の情報発信は、単に顧客とのコミュニティの形成だけでなく潜在需要の掘り起こしや業界や販売店の認知度向上にもつながります。研修会は組合員の知見を深めるだけでなく、業界が抱える課題等を組合員同士が共有し解決に向けて連携を図るきっかけになることにも意義があります。

現在、組合では E T C やバッテリーなど二輪車用品の共同購買を行い収入基盤を支えています。それに加えて、組合の重要な役割として、安全啓蒙などの社会貢献活動や二輪車を楽しむ環境整備による二輪ファンの獲得だと考えています。

組合は今年で 10 年の節目を迎えました。組合を設立したきっかけは「二輪車業界の置かれている環境を変えていきたい」という思いからでした。これからも組合活動を通じて二輪車の魅力を伝え、二輪業界が発展していけるように組合員一丸となって活動していきます。

オピニオン
Opinion

官民一体となって地球温暖化対策に取り組むことを宣言

「ストップ温暖化やまなし会議へ参画」

近年の地球温暖化に起因する気候変動は、国内でもこれまで経験のない豪雨や大雪などによる甚大な被害が発生しており、地域住民の生活や企業活動を脅かす事態の頻発が懸念されるまでになっている。

そのような中、山梨県は2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向けた取り組みを進めることとして、県内の27市町村、民間企業及び経済団体など51の団体等で構成する「ストップ温暖化やまなし会議」を設立、中央会も参画した。

2月15日にオンラインで開催された設立総会では、「温暖化対策は県民一人ひとりの豊かな暮らしにつなげていくという視点を持ち、官民が一体となって経済と環境の好循環をつくり出しながら対策を推進していくことが重要である。やまなし会議を構成する団体がパートナーシップを構築し、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、それぞれの活動において温暖化対策に取り組むこと」とする共同宣言を行った。

また併せて、2019年に環境大臣が全国の自治体に向け呼びかけた「ゼロカーボンシティ」宣言を県と県内の全市町村が共同で行った。都道府県内の全自治体が表明することは全国初となった。

今後は、設立されたやまなし会議を核に、各団体が情報の共有と取り組みを進めていくこととした。設立総会には、小泉進次郎環境大臣からのビデオメッセージの他、脱炭素に向けた国からの施策情報提供と先進事例としてヴァンフォーレ甲府の佐久間悟GMによる「ヴァンフォーレ甲府の温室効果ガス削減の取り組み」と題した講演が行われた。



オンラインによる設立総会

コロナ禍での働き方改革を推進するためにトップセミナーを オンラインで開催

山梨県中小企業労務改善団体連合会

山梨県中小企業労務改善団体連合会(会長小林清哲、以下労改連)は、2月26日に県との共催で働き方改革トップセミナーをオンラインで開催した。セミナーには、県内企業の経営者や労務管理担当者、労改連関係者ら約60名がオンラインで視聴参加した。

企業における働き方改革推進のために必要な「新しい働き方の導入」は、業種や職種、規模に関係なく共通の経営課題となっている。そこで、セミナーでは、柔軟で働きやすい職場環境の整備や生産性の向上などに視点をおきながら、コロナ禍に適應した新しい働き方改革に繋げるための事例紹介と講演を行った。

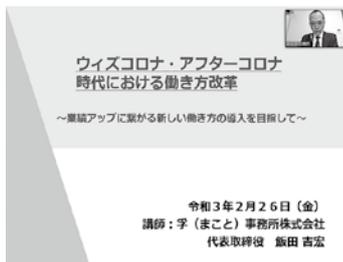
セミナーの第1部では、「働き方改革」の取り組みの普及啓発や意識の醸成を目的に独自の取り組みで成果を出した県内企業を表彰する制度として県が前年度から創設した「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」の令和2年度表彰式が録画ダイジェストとして配信された。その後、優秀賞を受賞した韮崎市の(株)ササキの佐々木啓二社長と富士食品工業(株)の上野友里恵主任より、自社が実践する取り組みについての事例発表があった。

第2部では、社会保険労務士で孚(まこと)事務所(株)の飯田吉宏社長が「ウィズコロナ・アフターコロナ時代における働き方改革」～業績アップに繋がる新しい働き方の導入を目指して～をテーマに講演。専門家の視点から「働き方改革の推進」や「新型コロナウイルス感染症対策」に適應しながら企業の業績アップに繋げる新しい働き方のヒントについて、1時間を超える説明があった。

講演の終了後には、県庁産業労働部労政雇用課、産業政策課、福祉保健部健康増進課より、それぞれ担当者が働き方改革の取り組みに向けた事業や施策等の説明を行ない、積極的な利用を呼びかけた。



配信会場の様子



オンラインで講演を行う飯田講師

新型コロナウイルス感染症対策下における 通常総(代)会の開催方法について

新型コロナウイルス感染症が収まりきらない中、多くの会員団体では3月に年度末を迎え通常総会をどのように行うべきか、悩まれている方も多いと思われます。

そこで、本会では新型コロナウイルス感染症対策下における通常総会の開催方法について次のとおり取りまとめました。中小企業組合における総(代)会は最高意思決定機関であるため、感染拡大防止への対策をとりながら適切に開催できるよう本資料をご参考ください。

1. 通常総(代)会開催までの手続き(おさらい)

(1) 理事は「事業報告書」、「決算関係書類」を作成

事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(又は損失処理案)を作成する。

Point 万一来に備え、**例年よりも早めのスケジュール管理**を心がけましょう！

(2) 監事による監査(監査期間は、最大4週間まで可能)

「決算関係書類」について監事の監査を受ける。定款で監事が業務監査を行うことを定めている組合は「事業報告書」の監査も必要となる。

Point 監査期間(最大4週間)を念頭に、監事には早めに監査資料を提供！

(3) 理事会の開催

監事の監査を受けた「決算関係書類」、「事業報告書(監事が業務監査権限を有する場合)」の承認、事業計画・収支予算や他の総会に諮る議案の決定。また、通常総会の開催日時・場所等を決定。

Point 要件を整えることにより、集まることを控えることができる「テレビ会議」や「みなし理事会」での開催も可能。

(4) 通常総(代)会の開催

組合員に総会招集通知を送付。招集通知には、総会の日時・場所や議案の他、理事会で承認された「事業報告書」、「決算関係書類」、「監査報告書」に加え、「委任状」、「書面議決書」を添付する。

2. 新型コロナウイルス感染症対策下における総(代)会の開催について

(1) 総(代)会の開催

- 中小企業組合の通常総(代)会は中協法第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり**不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があり、総(代)会の開催を中止することはできない。**
- 定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、**当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能。**
- 本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、**招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要がある。**
- 会社法では書面のみでの株主総会決議が認められているが、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から**現実の会議体として開催することが必要**となる。そのため、総(代)会について、**書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできない。**
- 総(代)会を現実の会議体を置かずテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されているため、総(代)会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切**と思われる。その場合の総(代)会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになるので、それぞれについて議事録に記載する。

Point 総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方について

- (1) 議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出)
- (2) 組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務有。議事録作成を担当する理事も必要。)
- (3) 委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認。受任者がいない委任状(いわゆる「白紙委任」)は無効。「議長への委任」も不可。)
- (4) 役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)

Point
2

総(代)会の定足数について

- (1) 議事では定足数を満たすことが必要。総(代)会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければならない。
- (2) 総(代)会の定足数は、特別議決(定款変更等)を要する事項については総組合員(総代)の半数以上の出席が必要。しかし、その他の議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)については法律に特別の定めはないが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要がある。

(2) 役員選出を伴う総(代)会の開催

- 役員選出を伴う通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、**役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能。**
- 組合員は中協法第11条第2項により、**書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。**書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる**無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能**となります。
- 事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～ ※選任制の組合を除く。
 - ①内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにする(議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要がある)。
 - ②無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理する(外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせることで投票者が特定できなくなる)。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考える。
- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法(起立や挙手など)が認められない場合、無記名投票を行うこととなるため、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要。

(3) 総(代)会開催時期の延期手続きについて

- 事前手続きができない場合や、多数の組合員(会員)がいる組合等では、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合**であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていない場合など、**定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得る必要がある。**
- 総(代)会の開催を延期する場合の手続きについての中協法上の定めは特にないが、総(代)会の招集は理事会で決定することが定められているため(中協法第49条第2項)、**少なからず理事間で共有するとともに、組合員には定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由(可能であればおおむねの開催時期も記載)を組合事務所に掲示する、広報誌などに掲載する、文書にて通知するなど、可能な方法により知らせることが望まれる。**
- 通常総(代)会を開催することが可能な時点で直ちに実施する。**延期をした総(代)会の実施に当たっては、総会の開催を決定する理事会を開催し、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発してください。

Point
1

役員¹の善管注意義務について

理事は、開催が可能となった後に速やかに通常総(代)会を開催しない場合には、中協法第35条の3(組合と役員との関係)において準用する民法第644条(役員(受任者)の注意義務)の規定に抵触することのないよう留意する。理事が善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を果たしていない場合は問題となる。

Point
2

議事録の記載方法について

延期をした総(代)会の議事録には、延期した理由、認可行政庁の延期了承の旨や延期にかかる組合員への周知方法(組合事務所掲示、機関誌掲載、文書通知等)などについて記載する。

Point
3

法人税等の納付について

総(代)会の延期に伴う法人税等の申告に係る取り扱いについては、国税庁ほか各申告先に事前に確認をする。

今回の説明の他にもご不明な点や疑問点があれば、まずは「本会の担当指導員」までお気軽にお問い合わせください。

(※) 略称等 ・「中協法」：中小企業等協同組合法 ・「中団法」：中小企業団体の組織に関する法律

やまなしものづくり最前線!

中央会では、国が行う「ものづくり補助金」の山梨県地域事務局として、試作開発等に取り組む事業者への補助金交付や事業推進の支援に取り組んでいます。このコーナーでは、「ものづくり補助金」を活用し、新たな事業展開のための試作開発に取り組んでいる事業者を紹介します。



株式会社 サイトウ

次世代自動車の世界戦略を支える車体部品量産プロセスの革新化

代表取締役 齊藤 八郎 氏(左) 常務取締役 渡辺 勝富 氏(右)

株式会社サイトウは、ホンダ向け次世代自動車の部品供給体制を構築し車体部品量産プロセスを確立するため、ものづくり補助金を活用して生産性と品質の更なる向上を目指した。

自動車業界では100年に一度といわれる変革期を迎え、燃料電池車(FCV)や電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)など、次世代自動車の開発が加速度的に進んでいる。こうした次世代自動車の構成部品は、これまでの自動車部品よりも高品質で高精度な製造技術が求められている。

当社では、約10年前に放熱器の製造を始めたことから自動車産業に携わり、その高い技術力が認められ、ホンダの車体部品を製造するようになった。2016年にはホンダが技術の粋を結集して発売したフラッグシップカー「HONDA NSX」の車体フレーム部品を担当するなど、高品質・短納期・コストにより顧客からの信頼を築いてきた。

特に加工のフレームを溶接する前工程である素材を切断する工程において高い評価を受けてきており、素材を切削する際に生じるバリを極力抑えながら切り出し速度を高速化する技術を得てきた。従来の量産車と違い、次世代自動車の部品では、車種ごとに運動特性が異なるため部品の共通化ができる要素が少なく、多品種少量短納期で高品質な製品を安定して確実に供給するための素材供給工程の再構築が不可欠であった。



導入したNC丸鋸切断機

そこで新たにNC丸鋸切断機を導入。今回のものづくり補助金の事業による高品質化の検証作業を指揮した渡辺常務は、単に高性能設備を導入すれば加工精度があげられるものではな



切断中



切断面

く、「鋸刃と切削油の選定とバランスが重要」と考え、切断面に合った金属の鋸刃を選択、焼き入れや焼き戻しの条件を精査した上で刃物メーカーに刃の角度などを指定した。また、切削油も数ある種類の中から機械や刃との相性や粘度などを踏まえてブレンドして使用することとした。

加工結果を検証したところ、切断にかかる時間、バリの高さ、切断精度の全ての項目において目標値をクリアした。1断面カットに要する切削時間は、これまでの限界であった75秒から60秒以内に短縮、バリの高さは0.1mmから0.1mm未満に、切断精度は部材寸法20mmに対し±0.07mmから±0.04mm以内を達成できた。

今回の設備導入により素材供給工程のさらなる高品質化が実現でき、次世代自動車の部品製造の要求に対応できる体制が整った。

渡辺常務は、「今後は素材メーカーと協業し、最先端加工技術の可能性を広げる事業展開を考えている。技術の進歩が激しい業界において小回りの利く中小企業の特性を活かし、適正人数で最大の仕事をやる仕組みをつくり、利益を生み出すことができる会社に進化していきたい。」と語り、次世代自動車の早期世界展開を見据え、他社には真似できない高い技術力とこれまで培ってきたノウハウで更なる高みを目指していく。



アルミ素材を加工して製品をつくりだす



1 情報

全国健康保険協会山梨支部からのお知らせ

山梨支部 健康保険料率	
令和3年3月分 (4月納付分)以降	令和3年2月分 (3月納付分)まで
9.79% <small>報奨金原資拠出分 0.007%を含む</small>	9.81% <small>報奨金原資拠出分 0.004%を含む</small>
介護保険料率(全国一律)	
令和3年3月分 (4月納付分)以降	令和3年2月分 (3月納付分)まで
1.80%	1.79%

令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率をお知らせいたします。

令和3年度の山梨支部の健康保険料率は、9.79%となり、4年連続で引き下げとなりました。しかしながら、令和元年度実績に基づくインセンティブ制度の順位は全国24位と上位23位に一步及ばなかったため、令和3年度の健康保険料率には報奨金原資の拠出分が上乘せされています。

加入者及び事業主の皆様が、①健診による病気の早期発見・早期治療、②健康増進に向けた生活習慣の見直し(適度な運動習慣の導入など)、③医療給付費の上昇を抑えるジェネリック医薬品の使用、に積極的に取組んでいただくことが、インセンティブ制度の評価向上や、健康保険料率の上昇を抑制する効果に繋がります。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

2 情報

施設利用のご案内 宿泊研修会場としてご利用ください!

山梨県立愛宕山少年自然の家

甲府駅至近の里山にある宿泊施設です。自然豊かな環境の中で富士山や甲府盆地を眺めながら気分はリフレッシュ。新入社員研修など宿泊研修や各種宿泊会議などでぜひご利用ください。

施設 第1研修室・第2研修室・大ホール・工作室・宿泊室・食堂

宿泊施設 定員150名(10人部屋×15部屋) 大人330円
※ご予約は10名以上の団体から承ります。

食事 朝食:550円 昼食:660円 夕食:946円

※詳しくは直接お電話にてお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

受付時間 / 8:30~17:15
休館日 / 月曜または祝日の翌日、その他年末年始
住所 / 甲府市愛宕町358-1
TEL / 055-253-5933
HP / <http://atagoyama.yya.or.jp/>

指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会

当法人は、青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的に設立された組織です。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業・小規模事業者の皆さま

新型コロナウイルスの影響による緊急資金繰り支援として、通常の保証枠を拡大した

- セーフティネット保証4号・5号
 - 危機関連保証
- をご用意しております。

県や市町村の制度融資を利用することで、保証料の全額補助や利子補給を受けられる場合があります。

詳しくは、フリーダイヤルまたはホームページをご確認ください。

山梨を支える企業とともに 山梨県信用保証協会

0120-970-260

(本店) 〒400-0035 甲府市飯田2-2-1
(富士吉田支店) 〒403-0004 富士吉田市下吉田2-31-14



Homepage Facebook

地域の皆さまのための身近な相談窓口

総合相談センター 『パートナーズ』

相談は無料です お気軽にご相談ください!

【法人および個人事業主のお客様】

創業・新事業開拓、事業承継
経営相談などに関するご相談及び専門家派遣
各種融資商品のご案内



【個人のお客様】

住宅ローン、個人ローンのご相談
公的年金の受給に関するご相談



営業時間 平日9時から17時30分まで
お問合せ先 0120-732-711 (総合相談ダイヤル)
0120-487-652 (年金相談ダイヤル)
場所 甲府市中央1丁目18番6号(桜町通り)



3
情報

中退共
CHU-TAI-KYO

中小企業の退職金 国の制度が サポートします。

中小企業退職金
共済制度なら：

- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
- 社外積立型なので管理が簡単です。
- パートタイマーさんも加入できます。



お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

4
情報

令和3年春、引越をご検討のお客様!

分散引越にご協力を お願いします!

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。

特に **3月から4月に集中** することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。

引越事業者選びで悩んだら、

このマーク



詳しくは…

引越安心マーク 🔍

都道府県トラック協会

自然に癒され、自然に生かされ。



ハッポ大橋よりハッポ岳をのぞむ

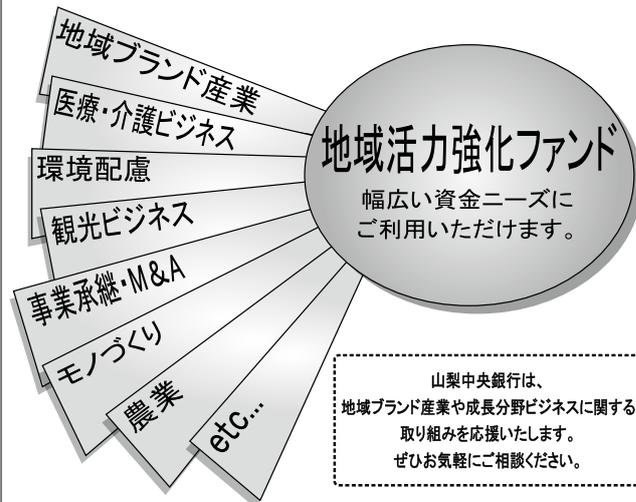
令和2年度環境標語最優秀作品

トラックで運ぶ 豊かな自然と明るい未来

🚛 (一社) 山梨県トラック協会

Yamanashi Chuo Bank <https://www.yamanashibank.co.jp/>

山梨中銀 地域活力強化ファンド



山梨中央銀行は、地域ブランド産業や成長分野ビジネスに関する取り組みを応援いたします。ぜひお気軽にご相談ください。

※ 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

©くわしくは山梨中央銀行の窓口またはフリーダイヤルへどうぞ。

☎ 0120-201862 (照会コード: 9)

受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)